

2021年5月17日

各位

ビート・ホールディングス・リミテッド  
(URL : <https://www.beatholdings.com/>)

代表者名 最高経営責任者 (CEO)  
松田 元  
(東証市場第二部 コード番号 : 9399)  
連絡先 経営企画室マネージャー  
高山 雄太  
(電話 : 03-4570-0741)

### 2021年12月期第1四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

本日、当社の取締役会は、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局長へ提出することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

株主、お客様、お取引先を始めとする関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

#### 記

#### 1. 対象となる四半期報告書

2021年12月期第1四半期報告書 (自2021年1月1日至2021年3月31日)

#### 2. 延長前の提出期限

2021年5月17日

#### 3. 延長が承認された場合の提出期限

2021年7月19日

#### 4. 提出期限の延長を必要とする理由

新型コロナウイルス (COVID-19) による感染症の流行・影響により、現在、当社子会社の主要な事業所 (マレーシア及びシンガポール) において、事業・決算業務に遅れが生じております。マレーシアにおいては、2021年5月10日に行動制限令 (Movement Control Order : 一部を除く教育機関の閉鎖、州・地区間の移動や従業員の出社を制限) を全土に拡大、また、2021年6月7日まで延期することが発表され、更なる延期の可能性もあり、今後については不透明な状況です。シンガポールにおいては、2021年5月7日以降、長期滞在パス (就労ビザ) を保有する者であってもマレーシア等 (日本を含む) からの新規入国承認受付は原則として停止されているため、地理的に近いマレーシア在住の当社グループの役員・従業員がシンガポールに入国し、現地にてシンガポール事業所をサポート等することができない状況です。

上記の状況を踏まえ、上記事業所において従業員の安全を確保すべく出社を制限しており、在宅勤務では電子化されていない契約書や証憑などの資料を適時精査・確認することができないため、2021年12月期第1四半期報告書の作成が2021年5月17日までに完了せず、提出期限までに提出することができない見込みとなりましたので、当該四半期報告書について、提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局長へ提出することといたしました。

また、上記地域において新型コロナウイルスの感染拡大防止に係るルールが日々変更されており、特に2021年6月7日以降のマレーシアにおける状況が不透明なため、現時点では、今後を見通して提出予定日を確定することが極めて難しい状況です。このように現時点においては、上記地域の子会社から監査に必要な全ての数字・情報を入手できる時期が不透明なため、当社

としては、上記のとおり約2か月の提出期限延長を申請いたしました。また、当該期限延長期間については、当社の監査法人より了承を得ております。

なお、上記地域における従業員の出勤抑制を緩和次第、速やかに当該四半期報告書の作成に取り組み、当該四半期報告書を延長後の期限に限らず速やかに提出する予定です。

## 5. 今後の見通し

提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

以 上